

# 映画管理条例

2001年12月25日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 映画管理条例

(2001年12月25日中華人民共和國國務院令第342号公布)

## 第1章 総則

第1条 映画業界に対する管理を強化し、映画事業を発展、繁栄させ、人民群衆の文化生活需要を満足させ、社会主義的精神文明と物質文明の確立を促進するために、本条例を制定する。

第2条 中華人民共和國国内でストーリー映画、ニュース映画、科学教育映画、アニメ映画、特集映画などの映画の製作、輸入、輸出、発行及び上映などの活動に従事する場合は、本条例を適用する。

第3条 映画の製作、輸入、輸出、発行及び上映などの活動は、憲法と関係法律、法規を守り、人民に奉仕し社会主義に奉仕する方向を堅持しなければならない。

第4条 國務院の放送映画テレビ行政部門は全国の映画業務に責任を負う。  
県級以上の地方人民政府の映画管理を行う行政部門（以下、映画行政部門と略称する）は、本条例の規定により本行政区域内の映画管理に責任を負う。

第5条 国は映画の製作、輸入、輸出、発行、上映及び映画公開上映に対して許可制度を施行する。許可されずに、いかなる組織または個人は映画の製作、輸入、発行、上映の活動に従事したり、許可書を得ずに映画の輸入、輸出、発行、上映をしたりしてはならない。

本条例により発行された許可書と承認文書は、賃貸、レンタル、販売或いはその他のいかなる形で譲渡してはならない。

第6条 全国の映画業界の社会团体は、その定款に基づき、國務院の放送映画テレビ行政部門の指導の下で自主管理を行う。

第7条 国家は映画事業の発展に重要な貢献をなした組織または個人に対し報奨を与える。

## 第2章 映画の製作

第8条 映画製作組織を設立する場合には、次の条件を備えなければならない。

- (1) 映画製作組織の名称、定款を有すること。
- (2) 國務院の放送映画テレビ行政部門が認定する主管組織または主管部門を有すること。
- (3) 確定された業務範囲を有すること。
- (4) 業務範囲に適応できる組織機構および専門要員を有すること。
- (5) 業務範囲に適応できる資金、場所と設備を有すること。
- (6) 法律、行政法規が定めるその他の条件を有すること。

映画製作組織を審査認可するにあたり、前項に記す条件に従うほか、映画製作組織の総量、構成、配置などに関する国务院の放送映画テレビ行政部門の関係規定に合致しなければならない。

第9条 映画製作組織を設立するとき、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の映画行政部門の審査同意を経た後、国务院の放送映画テレビ行政部門に報告し審査認可を求める。申請書には、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 映画製作組織の名称、所在地と経済性質。
- (2) 映画製作組織の主管組織の名称、所在地、性質及びその主管部門。
- (3) 映画製作組織の法定代表者の姓名、住所、資格証明書類。
- (4) 映画製作組織の資金の出所および金額。

第10条 国务院の放送映画テレビ行政部門は映画製作組織の設立申請を受け取った日から90日以内に、認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ申請者に知らせなければならない。認可する場合は、国务院の放送映画テレビ行政部門が「製作映画許可書」を発給し、申請者が「製作映画許可書」を持参して国务院の工商行政管理部門で登記手続きを行い、法により営業許可書を受領する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

第11条 映画製作組織はその法人の全財産により、法により民事権利を享受し、民事責任を負う。

第12条 映画製作組織の変更、終了は、国务院の放送映画テレビ行政部門に届けて審査認可されなければならない。かつ法により元の登記の工商行政管理部門で相応の変更または抹消の登記手続きを行わなければならない。

第13条 映画製作組織は次の活動に従事できる。

- (1) 映画の製作。
- (2) 国家の関係規定により本組織の製作した映画の複製件を制作する。
- (3) 国家の関係規定により全国の範囲で本組織の製作して公開上映を許可された映画及びその複製件を発行する。
- (4) 国家の関係規定により本組織の製作して公開上映を許可された映画及びその複製件を輸出する。

第14条 映画製作組織は管理制度を確立して完備にし、映画の品質を保証する。

第15条 映画製作組織はその製作した映画に対し、法により著作権を享有する。

第16条 映画製作組織以外の組織が独立して映画の製作業務に従事する場合は、国务院の放送映画テレビ行政部門に届けて査定認可の手続きを行い、また承認文書を持参して工商行政管理部門で登記手続きを行う。

映画製作組織以外の組織が認可された後製作した映画は、前もって国务院の放送映画テレビ行政部門へ一回限り「製作映画許可書（単一映画）」を受領し、かつ映画の製作組を参考にして権利を享有し、義務を負う。具体的な管理規則は国务院の放送映画テレビ行

政部門が定める。

第 17 条 国家は企業、事業組織それにその他の社会組織及び個人が資金支援、投資の形で映画の製作に参加するということを励む。具体的な管理規則は国務院の放送映画テレビ行政部門が定める。

第 18 条 映画製作組織は国務院の放送映画テレビ行政部門に認可され、国外の映画製作者と協力して映画を製作でき、その他の組織または個人は国外の映画製作者と協力して映画を製作してはならない。

映画製作組織と「製作映画許可書（単一映画）」を持参する組織は国務院の放送映画テレビ行政部門に認可され、国外へ映画の製作活動に従事できる。

国外の組織または個人は中華人民共和国国内で独立して映画の製作活動に従事してはならない。

第 19 条 中外協力して映画を製作するにあたり、中国側の協力者は前もって国務院の放送映画テレビ行政部門に項目の査定認可を求める。国務院の放送映画テレビ行政部門関係部門の意見を聞き取れた後、査定して規定に合うと認める場合、申請者に一回限り「中外協力映画製作許可書」を発給する。申請者は「中外協力映画製作許可書」を得た後、国務院の放送映画テレビ行政部門の規定により中外協力映画製作契約書を締結しなければならない。

第 20 条 中外協力して映画を製作するにあたり、設備、資材、フィルム、道具の輸入が必要な場合、中国側の協力者は国務院の放送映画テレビ行政部門による承認文書を持参して税関へ輸入或いは臨時輸入の手続きを行う。

第 21 条 国外の映画製作者は中国側の協力者との協力或いはその他の形で中華人民共和国国内で映画を製作するにあたり、中華人民共和国の法律、法規を守り、中華民族の風俗、習慣を重んじる。

第 22 条 映画ネガ、サンプルの現像及び後期製作は、中華人民共和国国内で完成させなければならない。特殊な技術要求で国外で完成する必要がある場合は、単一に申請し、国務院の放送映画テレビ行政部門の批准を受けた後、承認文書に示した要求により処理する。

第 23 条 映画現像組織は「製作映画許可書」或いは「製作映画許可書（単一映画）」を得ていない組織の製作した映画ネガ、サンプル、それに「映画公開上映許可書」を得ていない映画のコピーの現像加工をしてはならない。

映画現像組織は国外の映画ネガ、サンプル及び映画コピーの現像加工を委託されるにあたり、前もって国務院の放送映画テレビ行政部門の批准を受け、また承認文書を持参して法により税関へ関係輸入手続きを行う。現像加工した映画ネガ、サンプル及び映画コピーは全部で国外へ輸送しなければならない。

### 第 3 章 映画の査定

第 24 条 国家は映画査定制度を施行する。

国務院の放送映画テレビ行政部門の映画査定機構（以下、映画査定機構と略称する）による査定に合格しない映画は、発行、上映、輸入、輸出をしてはならない。

科学研究、教学参考のための特集映画の輸入及び中国映画資料館の輸入して資料とする映画は、本条例の第 32 条にいう規定により取り扱う。

第 25 条 映画は以下に記載する内容を載せてはならない。

- (1) 憲法に定められている基本原則に反すること。
  - (2) 国家の統一、主権および領土の完全性に危害を及ぼすこと。
  - (3) 国家の秘密を漏洩し、国家の安全に危害を及ぼし、または国家の栄耀および利益を損害すること。
  - (4) 民族遺恨、民族差別を扇動し、民族団結を破壊し、または民族風俗、習慣を侵害すること。
  - (5) 邪教および迷信を宣伝すること。
  - (6) 社会秩序を攪乱し、社会の安定を破壊すること。
  - (7) わいせつ、賭博、暴力または犯罪示唆を宣伝すること。
  - (8) 他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的權益を侵害すること。
  - (9) 社会良俗または民族の優秀な文化伝統に危害を及ぼすこと。
  - (10) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を有すること。
- 映画の技術品質は国家標準に合致しなければならない。

第 26 条 映画製作組織は本条例の第 25 条に述べる規定により、映画脚本の製作準備と映画の出荷前の査定に責任を負う。

映画製作組織は前項に記する規定により準備の映画脚本を査定した後、映画査定機構に届け出て、映画査定機構は届け出た映画脚本を査定でき、本条例の第 25 条に禁止された内容を発見した場合、遅延なく映画製作組織に製作準備の不可を通知しなければならない。具体的な管理規則は国務院の放送映画テレビ行政部門が定める。

第 27 条 映画製作組織は映画の製作を完成した後、映画査定機構に届けて査定を求め、映画輸入経営組織は映画臨時輸入手続きを行った後、映画査定機構に届けて査定を求め。

映画査定料金基準は国務院の価格主管部門が国務院の放送映画テレビ行政部門と合同で決める。

第 28 条 映画査定機構は査定に届けた映画を受取った 30 日以内に、査定決定を書面で申請組織に通知しなければならない。査定に合格した場合は、由国務院の放送映画テレビ行政部門は「映画公開上映許可書」を発給する。

映画製作組織或いは映画輸入経営組織は「映画公開上映許可書」の許可書番号をその映画コピーの一つ目のもののヘッダに印刷しなければならない。査定に合格しない場合は、修正して再び査定を求めると、査定期間は本条の第 1 項にいう規定により改めて計上する。

第 29 条 映画製作組織と映画輸入経営組織は映画の査定決定に不服する場合、査定決定を受領した日より 30 日以内に国務院の放送映画テレビ行政部門の映画再査定機構に再査定を求め、再査定に合格した場合、国務院の放送映画テレビ行政部門が「映画公開上映許可書」を発給する。

## 第4章 映画の輸出入

第30条 映画輸入業務は国務院の放送映画テレビ行政部門が映画輸入経営組織を指定して経営させ、指定されずに、いかなる組織または個人は映画輸入業務の経営をしてはならない。

第31条 公開上映のための映画の輸入は、輸入する前に映画査定機構に届け査定を求める。

映画査定機構に届けて査定を求める映画は、指定された映画輸入経営組織が国務院の放送映画テレビ行政部門の臨時輸入承認文書を持参して税関へ映画臨時輸入手続きを行い、臨時輸入の映画は映画査定機構による査定に合格して「映画公開上映許可書」と輸入承認文書を発給した後、映画輸入経営組織が輸入承認文書を持参して税関へ輸入手続きを行う。

第32条 科学研究、教学参考のための特集映画の輸入は、輸入組織が国務院の関係行政主管部門に届けて査定認可され、承認文書を持参して税関へ輸入手続きを行い、また輸入日より30日以内に国務院の放送映画テレビ行政部門に届け出る。ただし、科学研究、教学の名義でストーリー映画の輸入をしてはならない。

中国映画資料館の輸入して資料とする映画は、直接に税関へ輸入手続きを行うことができる。中国映画資料館は輸入して資料とする映画を四半期ごとに国務院の放送映画テレビ行政部門に届け出なければならない。

本条にいう規定の外に、いかなる組織または個人は国務院の放送映画テレビ行政部門による査定に合格しない映画の輸入をしてはならない。

第33条 映画輸入経営組織は映画作品著作权者からの利用許可を得た後、許可された範囲において映画作品を利用し、利用許可を得ない場合、いかなる組織または個人が輸入する映画作品を利用してはならない。

第34条 映画製作組織は本組織の製作した映画を輸出するにあたり、「映画公開上映許可書」を持参して税関へ映画輸出手続きを行う。

中外協力して映画を製作して輸出するにあたり、中国側の協力者は「映画公開上映許可書」を持参して税関へ映画輸出手続きを行う。中外協力して映画素材を製作して輸出するにあたり、中国側の協力者は国務院の放送映画テレビ行政部門の承認文書を持参して税関へ映画輸出手続きを行う。

中国側の協力製作した映画或いは映画素材を出国するに当たり、中国側の協力者が国務院の放送映画テレビ行政部門の承認文書を持参して税関へ出国手続きを行う。

第35条 中外映画展、国際映画祭りを開催し、映画を提供して国外映画展、映画祭りに参加するにあたり、国務院の放送映画テレビ行政部門に届けて審査認可されなければならない。

前項にいう映画展、映画祭りに参加する映画は、国務院の放送映画テレビ行政部門に届けて査定認可する。国外映画展、映画祭りに参加する映画は承認された後、参加者が国務院の放送映画テレビ行政部門の承認文書を持参して税関へ映画臨時輸出手続きを行う。中国国内で開催する中外映画展、国際映画祭りに参加する国外映画は承認された後、開催者

が国務院の放送映画テレビ行政部門の承認文書を持参して税関へ臨時輸入手続きを行う。

## 第5章 映画の発行及び上映

第36条 映画発行組織、映画上映組織を設立する場合には、次の条件を備えなければならない。

- (1) 映画発行組織、映画上映組織の名称、定款を有すること。
- (2) 確定された業務範囲を有すること。
- (3) 業務範囲に適応できる組織機構および専門要員を有すること。
- (4) 業務範囲に適応できる資金、場所と設備を有すること。
- (5) 法律、行政法規が定めるその他の条件を有すること。

第37条 映画発行組織を設立する場合は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の映画行政部門に申請を提出しなければならない。省、自治区、直轄市を跨る映画発行組織を設立する場合は、国務院の放送映画テレビ行政部門に申請を提出しなければならない。所在地の省、自治区、直轄市人民政府の映画行政部門または国務院の放送映画テレビ行政部門は申請書を受取った日より60日以内に認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ申請者に知らせなければならない。認可する場合は、「映画発行経営許可書」を発給し、申請者は「映画発行経営許可書」を持参して工商行政管理部門へ登記手続きを行い、法により営業許可書を受領する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

第38条 映画上映組織を設立する場合は、所在地の県または区を設ける市人民政府の映画行政部門に申請を提出しなければならない。所在地の県または区を設ける市人民政府の映画行政部門は申請書を受取った日より60日以内に認可または不認可の決定を下さなければならない。かつ申請者に知らせなければならない。認可する場合は、「映画上映経営許可書」を発給し、申請者が「映画上映経営許可書」を持参して所在地の工商行政管理部門へ登記手続きを行い、法により営業許可書を受領する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

第39条 映画発行組織、映画上映組織は業務範囲を変更し、或いはその他の映画発行組織、映画上映組織を買収し、或いは合併、分立で最新の映画発行組織、映画上映組織を設立する場合は、本条例第37条或いは第38条の規定に基づき審査認可手続きを行い、工商行政管理部門へ相応の登記手続きを行う。

映画発行組織、映画上映組織は名称、所在地、法定代表人或いは主要責任者の変更、或いは映画発行、上映経営活動の終了する場合は、元の登記の工商行政管理部門で変更登記或いは抹消登記の手続きを行い、かつ元の審査認可の映画行政部門に届け出る。

第40条 農村16mm映画の発行、上映業務を申請する組織または個人は、直接に所在地の工商行政管理部門で登記手続きを行い、また所在地の県級人民政府の映画行政部門に届け出、届け出た後、全国の農村で16mm映画の発行、上映業務に従事できる。

第41条 国家は企業、事業組織またはその他の社会組織及び個人が投資して映画館の建設、改造をすることを許可する。

国家は中外合併或いは中外合作の形で映画館の建設、改造をすることを許可する。具体

的な規則は国務院の放送映画テレビ行政部門が国務院の文化行政部門、国務院の対外経済貿易主管部門と合同で関係規定により決める。

第 42 条 映画には法により国務院の放送映画テレビ行政部門の発給する「映画公開上映許可書」を得た後、発行、上映が可能になる。

「映画公開上映許可書」を取得した映画は、国務院の放送映画テレビ行政部門が特殊な場合、発行、上映を停止させたり修正した後発行、上映を可能にしたりする決定を出さなければならない。修正した後発行、上映を可能にすると決定した映画は、著作権者が修正を拒む場合は、国務院の放送映画テレビ行政部門が発行、上映の停止を決定する。

国務院の放送映画テレビ行政部門の出した発行、上映の停止の決定は、映画発行組織、映画上映組織が執行しなければならない。

第 43 条 映画を利用して画像製品を製作するにあたり、国家の画像製品管理の関係規定を守らなければならない。

いかなる組織または個人は資料とする映画を利用して経営的な発行、上映活動を変則的に従事してはならない。

第 44 条 映画の上映は、国家の定めた国産映画と輸入映画の上映時間の割合に合わなければならない。

上映組織は一年間に上映した国産映画の時間が年間上映映画時間の総和の三分の二を下回ってはならない。

第 45 条 映画上映組織は映画館の公共秩序と環境衛生を維持し、観衆の安全と健康を保証しなければならない。

## 第 6 章 映画事業の保障

第 46 条 国家は社会主義市場経済体制に適応できる映画管理体制を確立して完備にし、映画事業を発展させる。

第 47 条 国家は映画の製作の自由さを保障し、映画専門人材の育成に重視し、映画理論研究に重視して強化させ、映画の製作を反映させ、映画の品質を向上させる。

第 48 条 国家は映画事業発展専門資金を確立し、かつその他の優遇措置を講じ、映画事業の発展を支持する。

映画事業発展専門資金の納付組織は国家の関係規定により納付義務を履行しなければならない。

第 49 条 映画事業発展専門資金は次の項目に助成、資金支援を提供する。

- (1) 国家の提唱して確認した重点的な映画の製作と優れた映画脚本の募集。
- (2) 重点的な製作基地の技術改造。
- (3) 映画館の改造と上映施設の技術改造。
- (4) 少数民族地区、辺鄙貧困地区と農村地区の映画事業の発展。
- (5) 資金支援の必要のあるその他の項目。

第 50 条 国家は科学教育映画、ニュース映画、アニメ映画及び児童映画の製作、発行及び上映を励んで助成させる。

第 51 条 国家は少数民族地区、辺鄙貧困地区と農村地区での映画の発行、上映に対して優遇政策を施行する。

国家は農村の 16mm 映画の発行、上映業務に従事する組織または個人に対して助成する。具体的な規則は国務院の放送映画テレビ行政部門、国務院の文化行政部門が国務院の財政部門と合同で決める。

第 52 条 県級以上の地方人民政府は本行政区域の建設計画を制定するにあたり、映画館と上映施設の建設計画を配慮しなければならない。

映画館と上映施設の改築、解体は、所在地の県級以上の地方人民政府の映画行政部門に届けて査定批准され、県級以上の地方人民政府の映画行政部門は国家の関係規定により認可または不認可の決定を下さなければならない。

第 53 条 県級以上の地方人民政府の映画行政部門とその他の関係行政部門は、映画の製作、発行、上映への干渉、阻止と破壊の行為に対し、遅延なく措置を講じて制止し、かつ法により処罰する。

大衆的なメディアは不法な映画を宣伝してはならない。

## 第 7 章 罰則

第 54 条 国務院の放送映画テレビ行政部門と県級以上の地方人民政府の映画行政部門或いはその他の関係部門及びその職員は、職務の便利により他人の財物或いはその他の利益を収め、法定設立条件にあわない映画の製作、発行及び上映の組織の設立を認可し、監督職責を履行しなくて、違法行為を見つけたが検査処理しなかった、重大な結果をきたした場合は、責任を負う主管者とその他の直接的な責任者に対し、刑法の収賄罪、職権乱用罪、職務怠慢罪またはその他の犯罪に関する規定により、刑事責任を追及する。刑事処罰に達しない場合は、降級または免職の行政処分を与える。

第 55 条 本条例の規定に違反し、勝手に映画の製作、発行、上映の組織を設立し、勝手に映画の製作、輸入、発行、上映の活動に従事する場合は、工商行政管理部門は法定の職権により取り締まり、かつ刑法の不法経営罪に関する規定により刑事責任を追及する。刑事処罰に達しない場合は、違法に経営する映画と違法所得及び違法経営活動の専用道具、設備を没収し、違法経営金額が 5 万元を超えた場合は、違法経営金額の 5 倍以上 10 倍以下の料金を科する。違法経営金額が 5 万元未満である場合は、20 万元以上 50 万元以下の料金を科する。

第 56 条 本条例の第 25 条に禁止された内容を有する映画を製作し、本条例の第 25 条に禁止された内容を有すると知ったり知るべきだったりする映画の現像加工、輸入、発行、上映をする場合は、刑法の関係規定により、刑事責任を追及する。刑事処罰に達しない場合は、映画行政部門は業務停止整頓を命じ、違法に経営する映画と違法所得を没収し、違法経営金額が 5 万元を超えた場合は、違法経営金額の 5 倍以上 10 倍以下の料金を科する。

違法経営金額が5万元未満である場合は、20万元以上50万元以下の料金を科する。情状が深刻な場合は、かつ元の許可書発給機関が許可書を取り消す。

第57条 映画の密輸をする場合は、刑法の密輸罪に関する規定により、刑事責任を追究する。刑事処罰に達しない場合は、税関は法により行政処罰を行う。

第58条 「映画公開上映許可書」を得ていない映画の輸出、発行、上映をする場合は、映画行政部門は違法行為の停止を命じ、違法に経営する映画と違法所得を没収し、違法経営金額が5万元を超えた場合は、違法所得の10倍以上15倍以下の料金を科する。違法経営金額が5万元未満である場合は、20万元以上50万元以下の料金を科する。情状が深刻な場合は、業務停止整頓を命じ、元の許可書発給機関が許可書を取り消す。

第59条 以下に記載する行為の一つに該当した場合は、映画行政部門は違法行為の停止を命じ、違法に経営する映画と違法所得を没収し、違法経営金額が5万元を超えた場合は、違法経営金額の5倍以上10倍以下の料金を科する。違法経営金額が5万元未満である場合は、10万元以上30万元以下の料金を科する。情状が深刻な場合は、業務停止整頓を命じ、元の許可書発給機関が許可書を取り消す。

(1) 認可されず、勝手に国外の組織または個人と協力して映画を製作し、勝手に国外へ映画の製作活動に従事すること。

(2) 勝手に国外へ映画ネガ、サンプルの現像或いは後期製作をし、承認文書に載せた要求により施行しないこと。

(3) 「製作映画許可書」、「製作映画許可書（単一映画）」を得ていない組織の製作した映画ネガ、サンプル、或いは「映画公開上映許可書」を得ていない映画複製の現像加工をすること。

(4) 認可されず、国外の映画ネガ、サンプル或いは映画コピーの現像加工を委託され、現像加工し、国外の映画ネガ、サンプル或いは映画複製品を全部で国外へ輸送しないこと。

(5) 資料とする映画を利用し、経営的な発行、上映活動に従事し、或いは変則的に従事すること。

(6) 定めた時間の割合により映画の上映し、国务院の放送映画テレビ行政部門による発行、上映の停止決定を執行しないこと。

第60条 国外の組織、個人が中華人民共和国国内で独立して映画の製作活動に従事する場合は、国务院の放送映画テレビ行政部門は違法行為の停止を命じ、違法に製作する映画と違法経営活動の専用道具、設備を没収し、30万元以上50万元以下の料金を科する。

第61条 認可されず、勝手に中外映画展、国際映画祭りを開催し、勝手に映画を提供して国外映画展、映画祭りに参加する場合は、国务院の放送映画テレビ行政部門は違法行為の停止を命じ、違法に参加する映画と違法所得を没収し、違法所得が2万元を超えた場合は、違法所得の5倍以上10倍以下の料金を科する。違法所得が2万元未満である場合は、2万元以上10万元以下の料金を科する。

第62条 認可されず、勝手に映画館或いは上映施設の改築、解体をする場合は、県級以上の地方人民政府の映画行政部門は映画館或いは上映施設の復旧を命じ、警告の処罰とし、責任を負う主管者とその他の直接的な責任者に対し、法により規律処分とする。

第 63 条 組織が本条例に違反した場合、許可証を取り消す行政処罰を受けたときは、国家の関係規定により工商行政管理部門で変更登記或いは抹消登記の手続きを行い、期限を過ぎても行わないと、工商行政管理部門が営業許可書を取り消す。

第 64 条 組織が本条例に違反した場合、許可証を取り消す行政処罰を受けたときは、その法定代表者または主要責任者は許可証が取り消された日から 5 年以内は映画の製作、輸入、輸出、発行及び上映組織の法定代表者或いは主要責任者を担当してはならない。

個人が本条例に違反し、認可されず勝手に映画の製作、輸入、発行業務に従事し、勝手に中外映画展、国際映画祭りを開催し、勝手に映画を提供して国外映画展、映画祭りに参加する場合は、5 年以内は関係映画業務に従事してはならない。

第 65 条 国家の関係規定により映画事業発展専門資金の納付義務を履行しない場合は、省級以上の人民政府の映画行政部門は追加納付を命じ、また未納付日より納付しない金額の万分の五により滞納金を徴収する。

第 66 条 本条例により実施する行政処罰は、関係法律、行政法規の規定に従い、科料に関する決定と科料の徴収を分離させなければならない。徴収した科料は全額国庫に納めなければならない。

## 第 8 章 付則

第 67 条 国家は「製作映画許可書」と「映画発行経営許可書」、「映画上映経営許可書」の年間検査制度を施行する。年間検査規則は国务院の放送映画テレビ行政部門が制定する。

第 68 条 本条例は 2002 年 2 月 1 日より施行する。1996 年 6 月 19 日国务院が公布した「映画管理条例」は同時に廃止とする。